

大槌町上下水道料金等の改定について

1 料金改定の理由

大槌町では、東日本大震災津波以前から長期にわたり上下水道料金等の改定を実施しておりませんでした。実施していなかった理由として震災以前、少なくとも平成 12 年度以降の決算は黒字であり、人員削減や企業債借入額の見直し等の経営努力により料金改定等による使用者への負担を増やすことなく事業経営が行われていたことが挙げられます。

しかしながら、東日本大震災津波の影響により、町内の人口が震災前の 3 分の 2 になる等、使用水量の減少に伴う料金等の収入が激減している状況にあります。

そのような状況にあったものの、震災からの町民の生活再建を第一に考え、厳しい経営状況においても料金等の改定について見合わせてきた経緯があります。

今回、東日本大震災津波からの復旧・復興事業のうちハード整備の完了を受けたこと、また、町民の住宅再建についても、住宅の建築や災害公営住宅への入居がピークを過ぎ、一定の目途が見てとれる段階にきたことから、改めて、安定した経営と将来世帯への負担軽減を目的に水道料金等改定の必要性について検討し大槌町上下水道料金等審議会（以下、「審議会」という。）へ水道料金と下水道使用料の改定計画について諮問しました。

2 審議会の開催状況

審議会は、全 4 回開催され令和 5 年 11 月 7 日（月）に町へ答申書が提出されました。なお、審議会での審議内容は次のとおりとなっております。

第 1 回 令和 5 年 3 月 6 日（月） 審議内容『水道事業の現状と課題の整理について』

第 2 回 令和 5 年 7 月 19 日（水） 審議内容『財政見通しの検討について』

第 3 回 令和 5 年 8 月 22 日（火） 審議内容『料金改定案の検討について』

第 4 回 令和 5 年 10 月 30 日（月） 審議内容『答申書（案）の選定、答申書の内容審議』

3 審議会の答申内容

(1) 水道事業の答申書内容について

①水道事業の現状について

これまで水道事業では、安心安全な飲料水の供給を維持するため、職員数削減による人件費の削減や、上下水道課へ統合による組織のスリム化等、町民に負担をかけない形で事業改革を行ってきました。

しかしながら、人口減少に伴う水道料金収入の減少や、老朽管更新費用の増加から、コスト削減に向けた経営健全化を進めても、更新投資に必要な資金の確保は困難な状況です。

上記を踏まえ水道料金改定について検討した結果、現在の水道料金を平均25%増とする改定が必要であるとの試算となりました。

②水道料金改定時期について

料金改定はできるだけ早いタイミングで改定することが望ましい状況で、具体的には令和6年4月が妥当であるとの方針が示されました。

ただし、料金改定をする場合、議会での議決が必要なのはもとより、30年ぶりの料金改定であることから町民への説明や周知期間が必要であること、システム改修に要する期間を確保すること等、一定の準備期間が必要となります。

③水道料金体系の見直しについて

当町においては、基本料金及び超過料金について用途別の料金体系を採用していますが、検討根拠となる水道料金算定要領では、利用者に給水管や水道メーターの口径に応じた料金負担を求めることを原則とおり、これら両方について、口径別への変更を検討する必要があります。ただし、基本料金と超過料金を、同時に口径別へ変更した場合、一般利用者への影響が過大なものとなる懸念があります。

このことを踏まえて、今回の料金改定では、用途別は維持しつつ、営業用及び団体用の

用途を統一し、一般用の用途は残すことで、あるべき料金体系と利用者への配慮を共に達成することを目指した料金体系としました。なお、一般用、湯屋用、プール用、臨時用、鑑賞用及び船舶用の用途については、現行の体系を維持しつつ、一律25%増改定し、供用は一般用に集約し廃止します。

用途別料金体系のあり方については、負担の公平性の観点から、将来的に口径別に統一することも念頭において、更なる検討が必要であると答申されました。

(2) 下水道事業の答申内容について

① 下水道事業の現状について

下水道事業の経営安定化のため、浄化センター委託費の削減や上下水道課へ統合による組織のスリム化等取り組んできましたが、財政状況は厳しい状況にあります。仮に現在の使用料体系を維持した場合、収益的収支の損失が発生・拡大する見込みです。

上記を踏まえた下水道使用料改定について検討した結果、現在の下水道使用料を平均45%増とする改定が必要であるとの試算となりました。

② 下水道使用料改定時期について

使用料改定時期は令和6年4月が妥当であるとの方針が示されました。仮に早期に使用料改定を実施しない場合は、将来的な人口減少を考慮すると、次回改定時にさらに大幅な使用料改定が必要になります。また、使用料を改定する場合、水道料金と同様に一定の準備期間が必要となります。

③ 下水道使用料体系の見直しについて

水道事業と同様、経営の安定化のため利用者の多くを占める少量利用者からもその利用に応じた使用料を、少量利用者の負担が過大にならないよう検討する必要があります。

今回の改定は経営の安定化と利用者の公平性への配慮を目的とし、基本水量は変更せず、基本料金と超過料金の一律改定の方針が示されました。

(3) その他

①大槌町上下水道事業に共通した提言

水道料金については令和5年度に基本料金減免を実施していることや、上下水道事業共に大幅な改定率となることから、町民の負担感は大きなものとなるため、町民の理解を得るためにも、段階的な料金改定についても検討すべきとの意見が示されました。

②附帯意見

- ・継続的な投資・経営の効率化の取組の必要性について

今回の改定で財政逼迫がすべて解消されたわけではため、絶えず計画内容の見直しを行い、施設のダウンサイジング、漏水対応等、根本的な対策の検討が必要です。

また、5年を目安に適正な水道料金や下水道使用料の水準について検証する必要があります。

- ・料金改定等に関する町民への配慮について

水道料金の改定は30年ぶり、下水道使用料については平成9年度供用開始以来、初めての改定となることから、料金改定の必要性を理解してもらえよう説明する必要があります。

4 町の改定方針

令和5年3月6日に審議会へ諮問した『大槌町上下水道事業経営のあり方について』、令和5年11月7日に審議会から町へ答申書が提出されたことを受けて、町としても答申書の内容について検討してまいりました。町の料金等改定方針として、答申された改定率、体系により改定することを基本方針としました。

ただし、昨今の景気動向などを踏まえ段階的な引上げについて検討するよう答申されていることから、令和6年度は水道料金、下水道使用料とも現行料金を据置き、令和7年度に下

水道使用料を現行使用料に対し平均45%引上げ、水道料金は引続き現行料金を据置き、令和8年度に水道料金を現行料金に対し平均25%引上げ上下水道とも答申された改定率に達するものとしします。なお、料金表、使用料表については別表1、2のとおりです。

また、料金改定は5年を目安に見直すことが答申されていることから計画的に見直しを図ります。

上下水道事業の経営の安定化、安定したサービスの供給のため、収入確保のほか人員配置の適正化や施設管理業務の外部委託、上下水道施設の長寿命化による更新費用の削減、老朽管更新の実施による漏水防止対策及び耐震化などに取組みます。

【改定内容】

改定年度	内 容
令和6年度	改定なし（ただし水道料金基本料金の減免措置は令和5年度で終了）
令和7年度	下水道使用料を <u>平均45%引上げ</u>
令和8年度	水道料金を <u>平均25%引上げ</u>

※大槌町漁業集落排水処理施設使用料については、同条例第13条で下水道条例の規定に準じるとされていることから令和7年度から使用料が変更となります。

【別表1】水道料金表（現行・改定案）

■ 料金表（現行）

用途	区分	基本水量	基本料金	超過料金 (/m ³)
一般用		10m ³	1,400	160
営業用		15m ³	3,100	220
団体用	口径13mm	10m ³	1,700	220
	口径16mm以上	20m ³	3,600	220
湯屋用		200m ³	11,200	160
共用		10m ³	1,200	160
プール用		1m ³	240	240
臨時用		1m ³	250	250
鑑賞用		10m ³	6,400	860
船舶用		1m ³	350	350

区分 口径	地下式	遠隔式
13mm	160	370
16mm	190	-
20mm	220	450
25mm	240	460
30mm	380	600
40mm	430	650
50mm	2,000	2,600
75mm	2,560	3,000
100mm	3,400	3,600
150mm	5,200	6,100

■ 料金表（改定案） 令和8年4月施行

用途	区分	基本水量	基本料金	超過料金 (/m ³)
一般用		10m ³	1,750	200
営業用・ 団体用	口径25mm未満	10m ³	3,300	280
	口径25mm以上	15m ³	4,600	280
湯屋用		200m ³	14,000	200
プール用		1m ³	300	300
臨時用		1m ³	310	310
鑑賞用		10m ³	8,000	1,080
船舶用		1m ³	440	440

区分 口径	地下式	遠隔式
13mm	200	460
16mm	240	-
20mm	280	560
25mm	300	580
30mm	480	750
40mm	540	810
50mm	2,500	3,250
75mm	3,200	3,750
100mm	4,250	4,500
150mm	6,500	7,630

【別表2】下水道使用料表（現行・改定案）

■ 使用料表（現行）

水道水を使用した場合

[円]

区分	排除汚水量	使用区分		
		一般用	浴場用	臨時用
基本使用料 (1月につき)	10m ³ まで	1,200	1,200	180
従量使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超え 20m ³ まで	120	60	
	20m ³ を超え 30m ³ まで	130		
	30m ³ を超え 40m ³ まで	140		
	40m ³ を超え 50m ³ まで	150		
	50m ³ を超え 100m ³ まで	160		
	100m ³ を超え 500m ³ まで	180		
	500m ³ を 超えるもの	200		

水道水以外の水を使用した場合又は
水道水と水道水以外の水を併用した場合

[円]

人数	認定汚水量	使用料 (1月につき)
1人	6m ³	1,200
2人	12m ³	1,440
3人	18m ³	2,160
4人	23m ³	2,790
5人	27m ³	3,310
6人	30m ³	3,700
7人	32m ³	3,980
8人以上	33m ³	4,120

■ 使用料表（改定案） 令和7年4月施行

水道水を使用した場合

[円]

区分	排除汚水量	使用区分		
		一般用	浴場用	臨時用
基本使用料 (1月につき)	10m ³ まで	1,740	1,740	260
従量使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超え 20m ³ まで	170	90	
	20m ³ を超え 30m ³ まで	190		
	30m ³ を超え 40m ³ まで	210		
	40m ³ を超え 50m ³ まで	230		
	50m ³ を超え 100m ³ まで	250		
	100m ³ を超え 500m ³ まで	270		
	500m ³ を 超えるもの	290		

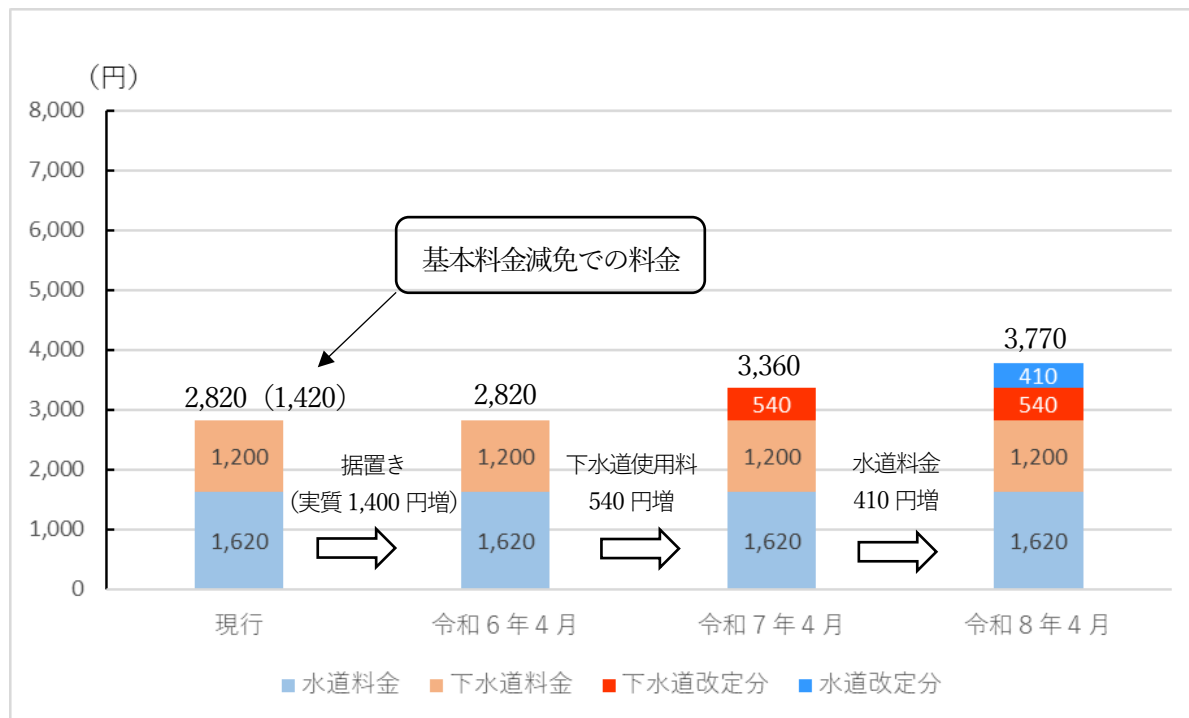
水道水以外の水を使用した場合又は
水道水と水道水以外の水を併用した場合

[円]

人数	認定汚水量	使用料 (1月につき)
1人	6m ³	1,740
2人	12m ³	2,080
3人	18m ³	3,100
4人	23m ³	4,010
5人	27m ³	4,770
6人	30m ³	5,340
7人	32m ³	5,760
8人以上	33m ³	5,970

引上げイメージ

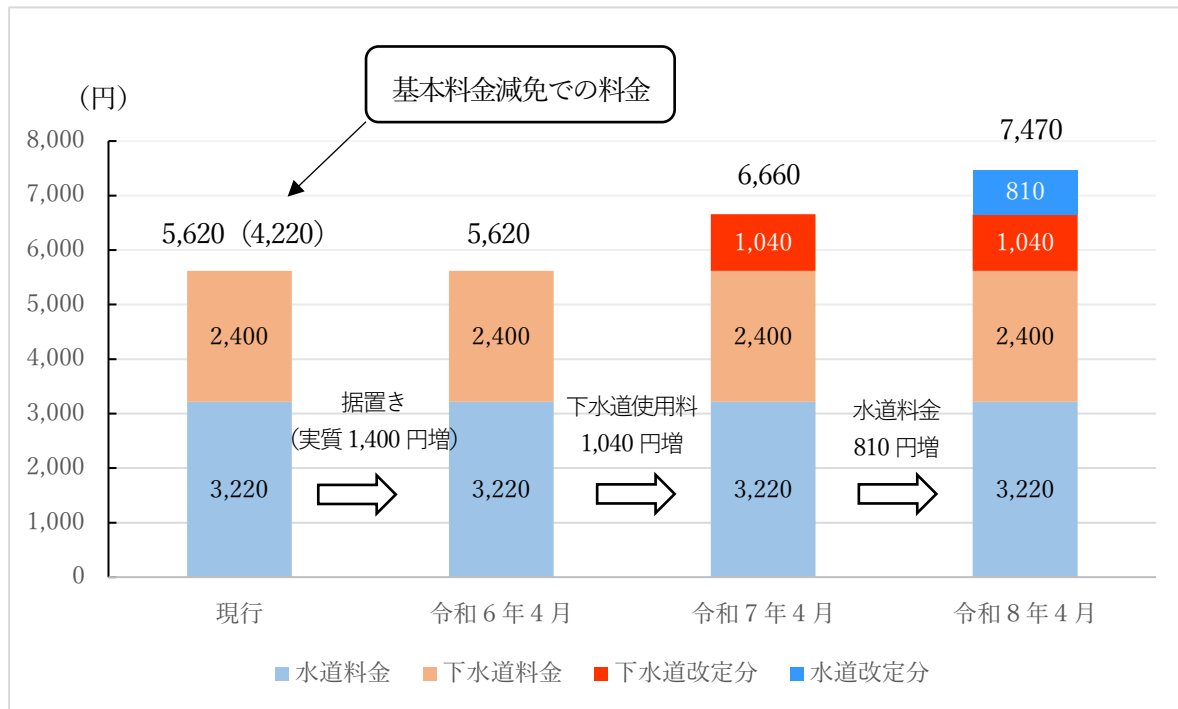
例) 口径20mm、10m³使用時



[円]

年度 \ 区分	水道料金	下水道使用料	合計	改定前との差額
現行	1,620	1,200	2,820	—
令和6年4月	1,620	1,200	2,820	据置き
令和7年4月	1,620	1,740	3,360	540
令和8年4月	2,030	1,740	3,770	950

例) 口径20mm、20m³使用時



[円]

年度	区分			
	水道料金	下水道使用料	合計	改定前との差額
現行	3,220	2,400	5,620	—
令和6年4月	3,220	2,400	5,620	据置き
令和7年4月	3,220	3,440	6,660	1,040
令和8年4月	4,030	3,440	7,470	1,850

改定後の水道料金・下水道使用料の県内団体との比較

水道料金					
一般用口径20mmで20m ³ 使用時・メーター使用料含む・税抜					
No.	団体名	料金	No.	団体名	料金
1	軽米町	4,740円	15	九戸村	3,757円
2	二戸市	4,715円	16	陸前高田市	3,750円
3	一関市	4,676円	17	奥州市	3,650円
4	遠野市	4,600円	18	岩泉町	3,580円
5	岩手町	4,546円	19	滝沢市	3,414円
6	平泉町	4,530円	20	盛岡市	3,230円
7	雫石町	4,511円	—	大槌町（現行）	3,220円
8	洋野町	4,100円	21	八幡平市	3,160円
9	久慈市	4,050円	22	葛巻町	3,120円
10	大槌町（令和8年4月改定後）	4,030円	23	山田町	3,080円
11	矢巾町	3,970円	24	西和賀町	3,050円
12	岩手中部水道企業団	3,950円	25	釜石市	2,920円
13	一戸町	3,890円	26	宮古市	2,860円
14	大船渡市	3,886円	27	金ヶ崎町	2,400円
下水道使用料					
一般用で20m ³ 使用時・税抜					
No.	団体名	使用料	No.	団体名	使用料
1	金ヶ崎町	4,600円	16	雫石町	2,800円
2	洋野町	4,040円		宮古市	2,800円
3	軽米町	4,000円	18	滝沢市	2,780円
4	一戸町	3,800円	19	山田町	2,618円
5	大槌町（令和7年4月改定後）	3,440円	20	西和賀町	2,600円
6	紫波町	3,300円		八幡平市	2,600円
7	平泉町	3,200円		花巻市	2,600円
8	北上市	3,104円	23	岩泉町	2,500円
9	陸前高田市	3,100円		大船渡市	2,500円
10	一関市	3,000円		久慈市	2,500円
	奥州市	3,000円		九戸村	2,500円
	釜石市	3,000円	—	大槌町（現行）	2,400円
	二戸市	3,000円	27	遠野市	2,375円
14	岩手町	2,922円	28	盛岡市	2,232円
15	矢巾町	2,875円	29	葛巻町	1,500円

将来更新が必要となる施設の例

ここに挙げているのは、将来的に更新が必要となる施設の例です。



昭和 57 年築
吉里吉里第 1 配水池 (PC 造 容積603 m³)



昭和 49 年築
金沢配水池 (RC 造 容積=81.2 m³)



昭和 55 年築
小鎚浄水場発電機室 (RC 造 面積=30.0 m²)



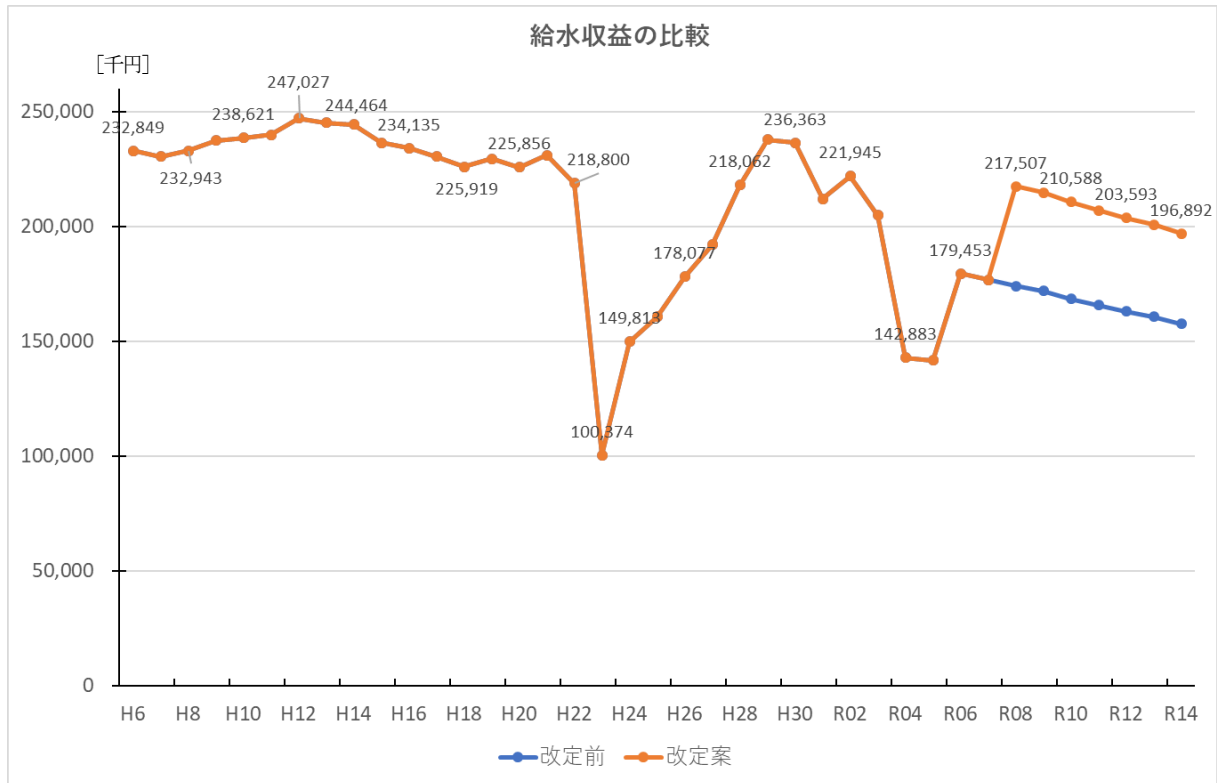
昭和 59 年築
白銀浄水棟 (RC 造 面積=13.1 m²)

漏水破損した配水管の例



【資料】

【水道事業】



【下水道事業】

